入告示	告 元	入	<del>-</del> <del>-</del>	資金管理団体		受
カー 予定 届出書を持参した年月日		力	月・無	指定の有無		付
(異動日以降の届出となる			<b></b>	新	#	E

## 届出事項等の異動届

提出日 令和 ●● 年 10 月 1 日

務 大 臣 宮城県選挙管理委員会 殿

異動後の情報で記入すること。

政治団体の名称 宮城太郎後援会

登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2階 事務所の所在地

出ませの氏々 **宮城 士卯** つば

			10 夜 有 の 氏 石   呂城															
	見正	法第6多	条第1項の規定により届け出た事項 条第2項の規定により提出した綱領等の <mark>代表者の押印,又は代表者本人の署</mark>		の <b>異動年</b>	月日はいずれも 以前となる。												
異動事項	į		内 また,窓口で身分証の確認等させて	ハただ	月日	$\neg$ $\vdash$												
の名称	称						- 1				ふりがな	きますのでご了承願います。						
			名 称		廿 介山	年	/											
		名 称		月	日	1 /												
	III			Л	Н	1 1 /												
				新新	 新	- 新	 -  新	郵便番号	2# Mn Ø			1 1 /						
主たる事務所の 所 在 地					住 所	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 電車 登米合同庁舎2階	令和	●●	1 1 /									
,		住 所	仙台市青葉区本町3-8-1	9 月	<b>28</b> ⊟	1 1 /												
主た	る域	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る		口宮	「城県から全国(2都道府県以上) □ 全国(2都道府県以上)から宮城県	令和	年	1 1/	
		ロそ	·の他( ) )	月	日	1 1/												
	者 —	表者							ふりがな	電話番号	令和	年	1 1/					
			氏 名	生年月日 年 明治・大正 日 日	月	日												
代 表 者			<u>:</u>															
						'     '												
	旧	氏 名	住所															
会計責任者	責任者	ふりがな	ひがしにほん しろう 電話番号 0 2 2 - 2 4 8 - ロロロロ	令和	年	<b>-</b>												
		責任者 <u>■</u>	任者	任者 <b>—</b>	任者	任者 <b>—</b>		氏 名	東日本 四郎   生年月日   年   日   日   日   日   日   日   日   日	9 月	25 ⊨							
										-	1			郵便番号	982 - □□□□ 住 所 仙台市太白区□□4-4-4			
															N			
	III	氏 名	仙台 二郎 住 所仙台市太白区〇〇4-3-2															
会計責任者の 職務代行者	<u>ر</u>	ふりがな	電話番号	1,±⊓	年													
		- +/	の新	の新	新	か新	の新	ちの 新	が新	氏 名	生年月日 年 明治・大正 年 月 日	月		+				
			郵便番号	住 所			旧の欄の記											
	П	氏 名	住 所			載事項は、以												
	<del> </del>			令和	丘	前の届出内												
			号団体 候補者氏名(ふりがな) ( )	月	日	容と一致すること。												
			候補者の公職の種類 □ 衆議 □ 参議 ( □ 現職 □ 候補者等 )	/ 1		دده												
	新																	
				,		1												
			(															

の記 は, 以 出内 改する

□ その他 ( ※作成する際は、備考や記載例を参照してください。

国会議員関係

政治団体

の

そ

・異動があった日から7日以内に、郵送によることなく文 書で届け出ること。

□ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

□ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

□ 2号団体 候補者氏名(ふりがな)

■ 規約の異動(別添のとおり)

□ 1号団体 代表者の公職の種類
□ 衆議
□ 参議
□ 現職
□ 候補者等
○

□ 3号団体 主宰する又は主要な構成員である国会議員氏名(ふりがな)

□課税上の優遇措置の適用 (無・有)から無・有)

候補者の公職の種類 □ 衆議 □ 参議 ( □ 現職 □ 候補者等 )

-政策研究団体(3号団体)で令和7年10月1日から令和 <u>7年12月31日までに異動があった場合,令和7年12月</u> 31日までに届け出ること。

異動があった事項のみ、新 旧を記入する。(異動のない 事項の欄は記入しない)

公職の種類

9 月

□ 衆議 □ 参議

異動年月日

●●年

28

日

主たる事務所の所在地が異動する場合、 規約の異動も必要か確認すること。 また,規約の異動日と主たる事務所の 移動日の整合性に留意すること。

総務大臣所管団体

## 《備 考》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を,その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし,代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は,この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあっては当該政治団体を主宰する国会議員又は主要な構成員である国会議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領,党則,規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあっては,開催計画書その他の政令で定める文書)のうち,令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があった場合には,別紙に必要事項を記載の上,提出すること。それ以外の文書の内容に異動があった場合には,異動後の文書を提出すること。